

## カトレア訪問看護ステーション 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] 運営規定

### 第1条 〈事業の目的〉

医療法人社団阿部医院が開設するカトレア訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### 第2条 〈事業運営の方針〉

ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2. 事業の実施に当たっては、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指すものとする。

3. 事業の実施に当たっては、関係区市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

### 第3条 〈事業の運営〉

この事業所が実施する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に当たっては、当該事業所の訪問看護職員等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。

### 第4条 〈事業所の名称及び所在地〉

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 カトレア訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神戸市西区南別府2丁目15-12

## 第5条 〈職員の職種、員数、及び職務内容〉

事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 看護師 1名 (常勤・看護職員と兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理を行うとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 訪問看護職員等 看護師 4名 (常勤・うち1名は管理者と兼務)

看護師 1名 (非常勤・専従)

作業療法士 2名 (常勤)

理学療法士 1名 (常勤)

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成し、訪問看護を担当する。

また、作業療法士、理学療法士が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員と連携して作成し、在宅リハビリテーションを担当する。

(3) 事務職員 2名 (常勤)

必要な事務を行う。

## 第6条 〈営業日及び営業時間〉

ステーションの営業日及び営業時間は、事業者医療法人社団阿部医院職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日及び営業時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

(木曜・土曜は午前9時～午後12時まで)

(2) 定休日 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第7条 〈訪問看護の提供方法〉

訪問看護の提供方法は次の通りとする。

(1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合には主治医に指示書の交付を求めるよう説明する。

(3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから神戸市及び近隣市町の医師会または、高齢者サービス調整機関と相談の上速やかに主治医を選定する。

## 第8条 〈指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容〉

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

## 第9条 〈指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等〉

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働団人が定める基準によるものと、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

なお、健康保険の場合は診療報酬の額による。

2. 第10条の通常事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に要した交通費は実費を徴収する。
3. 前2項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
4. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

## 第10条 〈通常事業所実施地域〉

通常事業の実施地域は、神戸市西区、垂水区、須磨区、明石市とする。

## 第11条 〈衛生管理等〉

訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

## 第 12 条〈緊急事態等における対応方法〉

訪問看護職員等は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の事故状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする
3. 利用者に対する 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第 13 条〈苦情処理〉

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. ステーションは提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、区市町村が行う質問、若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村がから指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## 第 14 条〈個人情報の保護〉

ステーションは、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切取扱いに努めるものとする。

2. ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションによる訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## 第 15 条〈虐待防止に関する事項〉

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切にするための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### 第 16 条〈業務継続計画の策定等〉

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第 17 条〈その他運営についての留意事項〉

その他運営についての留意事項は次の通りとする。

(1) ステーションは訪問看護職員等の質向上を図るための研修機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する

① 採用後 3 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

(2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(4) ステーションは利用者に関する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存するものとする。

(5) この規定に定める事項の外、運用に関する重要事項は医療法人社団阿部医院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から改定する